

令和7年理事会議事録

1 日 時 令和7年2月13日（木）午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室

3 出席者 中芝理事長（岩出市長）
横山常務理事（学識経験者）
平野理事（高野町長）
上林理事（和歌山県医師国民健康保険組合理事長）

[書面出席]

下副理事長（和歌山県副知事）
尾花副理事長（和歌山市長）
三軒副理事長（太地町長）
神出理事（海南市長）
三浦理事（御坊市長）
真砂理事（田辺市長）
中山理事（有田川町長）
山本理事（みなべ町長）
奥田理事（上富田町長）

4 事務局 事務局長・事務局次長・審査課長・業務管理課主幹・総務課長・
保健事業課長・総務課長補佐

司 会

定刻がまいりましたので、只今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが4名、所用のため書面により審議に加わっていただいております理事さんが9名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席

をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、国保連合会を取り巻く状況のほか、令和10年度までの国保連合会の事業運営や組織体制の方向性を示す「第5次中期経営計画」の取組状況等について、ご報告させていただきます。

今後も、この計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、事務局長の任免及び理事会推薦の役員候補者、規程の一部改正、令和7年度の事業計画。予算等、近く開催予定の総会に附議する議案でございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

次に、議事に移らせていただきます前に、「国保連合会を取り巻く状況」、「第5次中期経営計画の取組状況」、「令和6年度税制改正への対応」について、事務局より説明いたします。

事 務 局

国保連合会を取り巻く状況について説明させていただきます。

資料No.1の1ページをお願いいたします。

人口減少に伴うレセプト取扱件数の減少ということで、人口減少につきましては、これまでご説明したとおりで、和歌山県の人口は年々減少して、令和10年度には85万5,000人になる見込みでございます。

次のレセプト取扱件数ですが、以前に説明させていただいた時は令和7年度がピークで、8年度から減少すると申し上げていたのですが、どうも今年度がピークで、7年度から減り始めるということに変わっています。

更に連合会にとって良くない話といたしまして、令和8年度に被用者保険の適用範囲の拡大が行われ、国保から社会保険の方へ全国で110万人が移っていくことになり、人口規模からしましても、和歌山県でも約8,000人が社会保険に移るものと見込んでいます。国保の財政からするとその分の医療給付が減るなどプラスにはなるのですが、私ども国保連合会にとっては手数料収入の減少に直結いたしますので、経営上非常に大きな問題となってまいります。

グラフを見ていただきますと、緑の網掛けが被用者保険拡大による減少部分、赤

い網掛けは自然減の部分となり、令和6年度で898万件ぐらいある件数が、10年度には853万件まで減ることを予想しています。

下のページ、2ページでございます。

次に、審査システムの共同利用と医療DXについてです。これは以前からご説明していますとおり、現在支払基金と国保連合会がそれぞれ違う審査支払システムを持っているのですが、これを厚生労働省とデジタル庁の方針で共同開発・共同利用していこうというものです。令和11年を目途に新しいシステムに移行する予定となっており、これにより開発・運用コストの削減、審査基準の統一、レセプトデータの利活用の促進を図ることとしています。

一枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

診療報酬査定率の状況を載せてございます。緑の点線が支払基金和歌山県支部、赤の点線が私ども和歌山県国保連合会となります。傾向を見ていただきますと、令和5年8月ぐらいまでは同じぐらいの率だったのですが、緑の点線、和歌山県の支払基金はどんどん伸びて、令和6年10月時点で0.3%、和歌山県の国保連合会は逆にどんどん下がり0.2%ぐらいになっていて、その差が約0.1ポイントとなっております。

支払基金と連合会、どちらに対しても県内のほぼ同じ医療機関が請求してきますので請求形態は同じはずなのですが、このような差がついてしまっている。なぜこうなっているのか、連合会の審査課の方でも原因を探っているのですが、なかなかこれといったものは見つかっていない状況です。

ただ言えることは、支払基金側では既にAIを導入しており、人の目で重点的に審査するものとコンピュータチェックのみで完結するものにAIが振分けております。このことで支払基金では人の目で審査するものに集中的に職員を充てられるということ。それと支払基金は、都道府県ごとではなくブロックごとで審査を行っておりますので、そこに各県から人が集まってきて、それぞれのノウハウを持ち寄りながら効果的な審査が行われている、これらのことが査定率の上がっている要因であると推測はしているのですが、本当の理由は分かっていません。

ともあれ、このような状況であることに対しては、私どもも大きな問題だと認識していますので、早急に原因の分析とそれに沿った対策を講じていきたいと考えているところでございます。

4ページをお願いいたします。

最後に、後期高齢者医療制度の運営主体の見直しですが、昨年11月29日の「財制制度等審議会」において、後期高齢者医療制度の財政運営の主体を都道府県とすることを検討すべきとの提言がなされました。

今後、収入減が予想される国保連合会では、新たに保険者機能を担っていくことも視野に入れていく必要がありますので、県が業務の一部を委託するとなった時に、

本会がその業務を担えるよう準備を進めていくこととしています。

そのため、令和6年度から本格的に始めている広域連合や県国保課への職員派遣について、7年度以降も拡充を図りながら、保険者業務のノウハウを構築していきたいと考えています。

国保連合会を取り巻く状況につきましては、以上です。

今、申し上げた取り巻く状況の中で、令和6年度から10年度までの本会の運営方針をまとめたのが第5次中期経営計画となります。

その中期経営計画の取組状況について、説明させていただきます。

資料No.2の2ページをお願いいたします。

まず、中期経営計画の現時点での評価結果になります。今回の計画では評価をきちんとやっていこうということで、9月に内部評価をして、その内部評価に対して保険者代表の課長さんらから成る国保事務検討委員会の方で10月に外部評価を受ける、そしてその結果を2月の理事会・総会で報告する、こういった流れでやっていこうと考えております。

ページ下の評価結果を見ていただきますと、A評価、良好ということになりますが23業務、B評価の若干改善すべき点が見られるが10業務、C評価の改善すべき点が多くみられるが5業務、取組がまだ始まっていないなどの理由で「評価対象外」となったものが5業務といった結果で、概ね内部評価どおりの評価をいただいたところです。

事業ごとの評価結果につきましては、別にお配りしています資料にまとめておりますが、本日は時間の関係で説明は省略させていただき、主なものについて3ページ以降で説明いたします。

3ページをお願いいたします。

まず、柔道整復等療養費適正化業務になりますが、こちらは内部評価ではBであったのですが、適正化の効果が大きかったためA評価をいただいております。

こちらは令和4年度の国保の状況になりますが、和歌山県の柔道整復の1人当たり医療費は全国2位で、1位の大阪と2位の和歌山が突出して高くなっております。棒グラフを見ていただきますと、和歌山県は4,750円で、全国平均が2,598円ですので、約1.8倍といった状況です。

4ページをお願いいたします。

業務の概要となります。国保連合会と保険者の方で疑わしいものを引っ張り出してきて、①患者調査を行います。その結果、医療保険の対象にならない単なる肩こりなど、問題のある回答をしてきたものにつきましては、②施術所に聞き取りを行う、そして請求の仕方を指導したり、またあまりにひどい場合はきっちりとお金を返してもらう、こういった取組を令和6年4月から行っています。

5ページをお願いいたします。

まず、右側のグラフを見ていただきますと、これは令和6年4月から12月までの柔整の件数と費用額について、前年同月との比較を表したもので、赤の折れ線と黄色の棒が令和6年分となりますが、軒並み減少しています。

ここで、まず4月と5月を見ていただきたいのですが、4月から事業を開始なのに、既に減少していることが見て取れます。これは、実は新型コロナにかかっていたり、入院しているのに施術を受けている、こういった事例に対して1月と2月に施術所訪問を集中的に行いましたので、このことが影響して抑止効果が出ていた可能性があると考えております。

それはそうとして、適正化業務を4月から開始しまして、12月現在で患者調査を述べ5,743人に行い、施術所聞き取りを102件行いました。その中で不正請求が発覚したのが19施術所で、債務承認額は4,396万円となっています。

今年度の施術所からの請求状況についても、4月から12月までの費用額で、だいたい前年度比90.6%、額にして約1億8,200万円の減少となっています。

まだ500余りの施術所に聞き取りできていない状況なので、今後は既に手掛けてはいるのですが、連合会内の体制を再度整備して、よりスピーディーに対応していきたいと考えています。

続きまして、6ページをお願いいたします。

保健事業ということで、重複・多剤服薬者等指導支援事業になりますが、こちらもA評価をいただいています。

審査支払の手数料が減っていく中で、私ども国保連合会がどうやって生き残っていくのかとなると、やはり保健事業が大事だと思っていまして、その中でも今一番力を入れている取組のひとつが、この重複・多剤の関係です。

たくさん薬をもらってきたり、同じ効能の薬や合わせて飲んではいけない薬をもらってくる、そういった人たちのデータを私どもの審査支払データから抜き出して、アプローチをかけるというものです。

それは在宅保健師の会というものが連合会にございまして、その保健師さんを使って電話や家庭訪問などを通じて、通院の仕方や薬の管理方法等について情報提供やアドバイスなどを行っています。またケースによっては、薬剤師さんにも同行いただきます。

ページ下の実施状況ですが、国保は令和5年度から徐々に増えて7年度は25市町村を予定しており、いずれは30市町村全部で実施したいと思っています。一方、後期高齢者も増えてはいるのですが、7年度でまだ10市町村という状況です。後期は、広域連合と現場の市町村が離れているので、なかなか調整しづらい部分もあって、現状こうなっていますが、ゆくゆくは国保も後期も全部受託して、いわゆる年齢に関係なく支援を行っていくことを考えています。

7ページをお願いいたします。

第三者行為求償事務における救急搬送情報の連携についてで、こちらも評価はAとなっています。

求償事案につきましては、特に交通事故が多いのですが、レセプトを見てもそれが交通事故なのか、また相手のいる事故なのかが分かりません。また被害者である被保険者もなかなか届け出てくれない、保険会社さんにも協力をお願いしているのですが、なかなか全部とまではいかず、どうしても発見漏れが生じている状況です。

その中で、消防本部から市町村に救急搬送情報を提供してもらい、それを国保連合会が全部集め、資格情報をあてたうえで求償の該当者情報を市町村に提供する、こういった業務を6年度から始めております。

効果のところですが、令和6年6月から12月までの搬送分で574件の資格突合者がいましたので、このままいくと、年間だいたい1,000件を超えることを見込んでいます。もちろん、これがみんな求償の対象になるわけではありませんが、これまでの求償受付件数は少なくとも上回るのではないかと考えております。

8ページをお願いいたします。

ここからは、少し課題が残った取組となります。

まずは、レセプト点検システムの導入についてです。

今年度から新システムを入れたのですが、実はあまり効果が出ていません。ページ下の効果のところですが、査定額、業務時間ともに横ばいといった状況です。

要因としては、うまくシステムを使いこなせていなかったり、国保総合システムとの連携が不十分であることなどで事務の効率化が行われていない、そういったことを考えているところです。

令和7年度につきましては、他府県の成果をあげている国保連合会が採用しているチェック項目を本県でも取り入れることや、国保総合システムとの自動連携機能を活用するなど、改善を図っていきたいと考えています。

9ページをお願いいたします。

続いてコスト削減のための取組になりますが、介護保険・障害者総合支援システム等の運用保守業者の調達ということで、今回これを指名競争入札で行い、全国で15社を指名して3社から応札がありました。

いずれの業者も私どもが設定した予定価格を上回っておりましたので「入札不落」となりましたが、最低価格を提示したトランス・コスモス社と随意契約に向けて契約交渉を行いたいと考えています。

10ページをお願いいたします。

人事評価制度と人材確保についてです。

本会では令和6年度に人事評価制度を導入いたしました。そして計画では、6年度の人事評価を7年度の給与に反映させ、頑張った職員に報いる仕組みを導入することとしていたのですが、組合との交渉が妥結に至らず、7年度の実施は見送るこ

といたしました。

次の人材確保の状況ですが、今年度は社会人枠と新卒枠を併用してやっていますが、新卒枠につきましては10月に実施し、受験者が少なかったこともあり、残念ながら合格者はいませんでした。

今また社会人枠の試験を行っている状況で、現時点で何人採れるか分かりませんが、今年度実施してみて感じたのは、新卒の優秀な人の確保が非常に困難になってきているということです。たぶん県や市町村でも同じだろうと思いますが、私どもといたしましては、こういった厳しい状況に対応するため、今後は経験豊かで即戦力の方が多く受験いただける社会人採用をメインとしていくことも考えているところです。そのためにも、採用する方々のキャリアや今の地位なども考慮して初任給を決定するやり方に見直す必要があるのではないかと考えています。

11ページをお願いいたします。

取組状況の最後になりますが、定員管理の見直しになります。

これまで本会ではどの級に何人を置くか明確な基準を設けていなかったのですが、今後人事評価を導入していく中で、例えば5級や6級といった特定の級がすごく多くなったりすると階級ごとの人数に不均衡が生じる、特に私どものような小さい職場では大いに起こりうることだと思っています。ですので、そういったリスクを回避するため、財源も考慮に入れながら、今回階級別の上限モデル人数を設定することといたしました。

また、今後不測の事態など、どうしても上限モデル人数を超える運用が必要となる場合は、理事会の承認を得ることといたします。

表を見ていただきますと、7級の局長、次長ですが、特殊事情の発生を考慮し、参事という職において上限を3人といたします。6級は課長で、同様に主幹において上限を6人に、5級は課長補佐ですが、副主幹において上限を11人にしたいと考えております。

それから定数につきましては、規程では73人以内となっているのですが、実態に合わせた形で、現状の61人に少し余裕を見て65人以内ということにさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、後ほど規程改正のほうで説明させていただきます。

以上、中期経営計画の取組状況でございます。

続きまして、資料No.3になります。

令和6年度税制改正への対応について説明させていただきます。

表紙を一枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

国保連合会は、法人税の納付義務がある公益法人等に位置づけられており、剰余が生じた場合は、剰余額を翌年度の手数料と相殺することにより、課税対象としない取扱いとなっています。

また、連合会の保有する積立金にも制限が設けられている中、赤い囲みですが、支払基金との審査システムの共同利用に備えて、積立金の上限を大幅に超えて積み立てる必要があるため、令和5年8月に提出された厚生労働省からの税制改正要望が、令和6年4月の税制改正に取り入れられ、令和6年度分から適用となったところでございます。

2ページは、今回の税制改正に伴う変更点とその対応です。

まず1つ目として、収益事業と非収益事業の区分けがあります。今回の改正により、一定の要件を満たすものを収益事業から除外するとされたことから、収益事業と非収益事業に区分けする必要性が生じてきます。また区分けした非収益事業が要件を満たしているか、厚生労働大臣の証明を受ける必要があります。本県では、収益事業に該当する事業がありませんでしたので、現在厚生労働省に非収益事業であることの証明を申請中です。

2つ目は積立資産の見直しについてです。今回、各積立資産の積立上限額が撤廃され、連合会ごとに必要額を積み立てることが可能となりました。

これを受け本県では、退職給付引当資産とICT等積立資産の積立上限額を見直したいと考えております。詳細は、後ほど説明いたします。

3つ目、適正処理の確認ということで、毎年度、厚生労働省に対して予算・決算と積立計画の状況を報告し、適正に処理されていることの確認を受けることとされました。この際、厚生労働省から指摘があった場合には、改善等の対応が必要となってまいります。

4つ目は剰余の確認です。剰余が生じた場合は、これまでどおり剰余額を翌年度の手数料から減額することとなりますが、その際の確認はこれまでの所轄税務署ではなく、厚生労働省が行うことに変更されました。

3ページをお願いいたします。

積立資産の見直しについて説明いたします。

本会では、次の2つの積立資産の上限額見直しを考えています。こちらにつきましても規程改正の関係がございますので、後ほど説明させていただきます。

まず、1つ目の退職給付引当資産につきましては、これまで上限を翌年度以降5年以内の退職が見込まれる者に支給する額の5分の1に相当する額としていたものを、翌年度以降に退職が見込まれる者に支給する要支給額に変更いたします。

2つ目のICT等積立資産につきましては、これまで当該年度の手数料収入の30%に相当する額としていたものを、所要の額ということに変更いたします。

そして、国保中央会から示された令和10年までのシステム開発等に必要となる額に、本県独自システムの改修費用と物価上昇率を合わせた額、こちらを所要の額とさせていただきたいと考えています。

金額につきましては、表の下段の括弧書きが国保中央会から示されたものとなり、

合計で3億8,614万円。これに独自システムの改修費と物価上昇分を加えますと、所要額が6億1,276万2,000円となります。

4ページをお願いいたします。

上限額の見直しに伴う対応ということで、財源となります。

今回の上限額の見直しに当たっては手数料の引き上げは行わないこととし、その財源については、別の積立金からの資産移行分と余剰金を充てたいと考えています。

具体的には、まず退職給付引当資産ですが、令和7年度で9,629万3,000円を積み増しいたします。この財源として、令和7年度における積立予定額2,105万2,000円に加え、一般会計で一時的に保有している積立金2億6,979万9,000円のうち、7,524万1,000円を資産移行することといたします。

また、ICT等積立資産につきましては、令和6年度の剰余の一部を充てるとともに、7年度にクラウド化によって使用することがなくなった減価償却引当資産の一部を資産移行することで、財源確保を行います。

税制改正の説明は以上となります。

資料No.1からNo.3については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

司 会

只今、「国保連合会を取り巻く状況」、「第5次中期経営計画の取組状況」、「令和6年度税改正への対応」について説明いたしました。何かご質問等はありませんか。

（理事より、システムのクラウド化について質問があり、事務局より回答した。）

司 会

他にご質問等はありませんでしょうか。

一 同

質問等なし。

司 会

ないようでございますので、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、平野理事さんと上林理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

事 務 局

報告第1号 理事長専決処分について

報告第1号「理事長専決処分」の資料をお願いいたします。

まずは、こちらの概要についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用いたします同法第25条第2項の規定によりまして、下記のとおり専決処分してございます。

まず、表のNo.1でございますが、こちらは債務負担行為の設定になります。内容ですが、先ほど第5次中期経営計画の取組状況の中でも説明いたしました「介護保険・障害者総合支援システム等に係る運用保守業務」に係る入札を実施するにあたり、令和7年度から令和11年度までの期間に1億1,819万7,000円を限度額として設定いたしました。

次にNo.2とNo.3も債務負担行為の設定になります。内容ですが、来年度にシステム更改いたしますグループウェア・勤怠管理・文書管理システムの導入と利用に係る入札を実施するにあたり債務負担行為を設定するもので、導入においては、令和7年度に534万8,000円、システム利用においては、令和7年度から令和12年度までの期間に1,164万5,000円を限度額として設定いたしました。

次のNo.4も債務負担行為の設定になります。内容ですが、医療費通知書とジェネリック差額通知書作成業務に係る入札を実施するにあたり、令和7年度に1,044万6,000円を限度額として設定いたしました。

最後、No.5は補正予算になります。第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計におきまして、消防からの救急搬送記録の連携体制の構築や年度初めに行っております損保会社への提出勧奨等に伴いまして、今年度、損害賠償金受入金の増加が見込まれましたので、以下のとおり、損害賠償金で6,700万円、手数料で402万円の増額補正としてございます。ちなみに損害賠償金受入金の状況でございますが、令和4年度2億5,100万円、令和5年度は2億7,500万円、そして、令和6年度は今回の6,700万円を増額補正いたしました3億2,000万円を見込んでおります。

理事長専決処分についての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、報告第1号について説明いたしましたが、何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号「事務局長の任免」及び議案第2号「理事会推薦の役員候補者」について、事務局から説明いたします。

司 会

議案第1号「事務局長の任免」及び議案第2号「理事会推薦の役員候補者」についてでございますが、事務局長は本会規約で理事会の同意を得て理事長が任免すると定められております。また、理事会推薦の役員候補者につきましては、理事会で候補者を選出いただくこととなっております。いずれも人事案件でございますので、事務局は一旦退席させていただきます。

議 長

議案第1号「事務局長の任免」及び議案第2号「理事会推薦の役員候補者」について、横山常務理事から説明をお願いいたします。

常務理事

議案第1号 事務局長の任免について

(議案第1号 事務局長の任命について説明)

議案第2号 理事会推薦の役員候補者について

(議案第2号 理事会推薦の役員候補者について説明)

議 長

それでは、続きまして、議案第3号から議案第9号につきましては、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

- 議案第 3 号 常勤役員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程について
- 議案第 4 号 職員服務規程の一部を改正する規程について
- 議案第 5 号 事務局規程の一部を改正する規程について
- 議案第 6 号 積立資産管理運用規程の一部を改正する規程について
- 議案第 7 号 柔道整復療養費審査支払規程の一部を改正する規程について
- 議案第 8 号 はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程の一部を改正する規程について
- 議案第 9 号 介護保険者事務電算共同処理業務規程の一部を改正する規程について

それでは、議案第 3 号から議案第 9 号「規程改正」の資料をお願いいたします。

こちらは、記載の 7 つの規程につきまして、一部改正を予定してございます。

まず、下の表の No. 1 ですが、常勤役員の報酬等に関する規程の一部改正でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、常時勤務する専任理事を設置するとともに、報酬額を明記するものとなります。

次に、No. 2 ですが、職員服務規程の一部改正になりまして、育児期における柔軟な働き方を実現するため、時差勤務制度を導入するとともに法改正に対応しました子の看護休暇等の対象となる子の年齢を「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校 3 年生修了」まで引き上げたいと考えております。

ちなみに、時差勤務の種類でございますが、通常勤務の午前 9 時から午後 5 時 45 分までの前後 1 時間の時差勤務を可能としております。

また、職員が常時携帯する身分証明書ですが、この名称を時代に合わせた形で職員証に名称変更いたします。

次に No. 3 ですが、事務局規程の一部改正になります。内容としましては、本会職員の職名について、現在は、入職 22 歳から 36 歳位まで職名が、ずっと「主事」となっております。この期間が長いという事が課題となっておりましたので、モチベーション向上の観点から、現行の 1 級・2 級・3 級の「主事」から、1 級「主事」、2 級「副主任」、3 級「主任」に変更いたします。

また、事務局職員の定数について、現行は 73 人以内と定めておりますが、令和 6 年 4 月 1 日時点の 61 人に対しまして、専任理事の追加に伴い 1 人を減らし、さらに、各課にて新規事業の受託を考慮した 5 人を増加させた 65 人以内に変更したいと考えています。

資料をおめくりいただきまして、裏面2ページ目をお願いいたします。

No.4ですが、積立資産管理運用規程の一部改正になりまして、内容としましては、令和6年度税制改正により、これまで厚生労働省通知にて保有が認められていました積立資産の積立上限額が撤廃され、連合会ごとに必要額の積立が可能となりましたので、以下の退職給付引当資産とICT等積立資産の積立上限額を見直したいと考えています。

次にNo.5とNo.6ですが、柔道整復療養費審査支払規程とはり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程の一部改正になりまして、内容としましては、施術所から本会あて請求される柔道整復療養費支給申請書及びはり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費支給申請書について、これまでは、本会での審査終了後に保険者へ送付しておりましたが、申請書の紙につきましては、連合会で画像化して、保険者で申請書が画像で見れる環境を構築いたしました。そのため、本会での保管が可能となるよう改正させていただきたいと考えております。

最後、No.7ですが、介護保険者事務電算共同処理業務規程の一部改正になります。内容としましては、医療の情報と介護給付費明細書の突合点検について、これは、医療のレセプト情報と介護のレセプト情報を突合せまして、疑義のあるレセプト情報、例えば、入院中にも関わらず福祉用具をレンタルしている等の情報を介護保険者へ提供していましたが、令和7年度からは業務を拡充し、本会にてその疑義情報を基に介護事業所への照会から過誤申立までの一連処理を実施したいと考えてございます。今回の事業拡充に当たりましては、業務負担がござりますが、手数料を引き上げせず、手数料の範囲内でさせていただきたいと考えてございます。

さらに、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所、いわゆるケアプランを作る事業所でございますが、介護予防支援等の原案を作成した場合の委託料の支払事務につきましても、令和7年度から原案作成委託料支払処理として業務を開始したいと考えてございます。

規程改正についての説明は以上となります。ご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

議案第3号から第9号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第3号から第9号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第3号から第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号から議案第11号「令和7年第1回通常総会に附議する議案について」、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第10号 令和7年第1回通常総会の招集について

議案第10号「令和7年第1回通常総会の招集」の資料をお願いいたします。

こちらは通常総会までのスケジュールになってございます。2月5日に理事保者課長会議を開催いたしまして、本日、皆様にご説明いたします内容を協議いただきました。そして、本日の理事会を経まして、2月28日（金）午後1時30分から、日赤会館3階会議室にて令和7年第1回通常総会を開催させていただきます。

令和7年第1回通常総会の招集についての説明は以上となります。

議案第11号 令和7年第1回通常総会に附議する議案について

- 1 退職給付引当資産の処分について
- 2 令和6年度一般会計補正予算について
- 3 令和6年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について
- 4 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

続きまして、議案第11号の1から4「令和6年度 引当資産の処分及び補正予算」の資料をお願いいたします。

まず、1引当資産の処分、No.1退職給付引当資産については、今年度末をもちまして職員5名が退職することに伴いまして、引当資産の一部4,849万3,000円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。

次に2の補正予算についてですが、No.1の一般会計におきまして、先ほどの退職給付引当資産から一般会計に繰り入れた金額を退職手当として予算計上するものになります。

次に、No.2とNo.3ですが、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係

業務特別会計の公費負担支払勘定の補正でございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴いまして、当初の見込額を大きく下回る事となったため、国保で8,000万円、後期で1億円の減額補正をいたします。

令和6年度引当資産の処分及び補正予算についての説明は以上となります。

5 令和7年度事業計画について

議案第11号_5「令和7年度事業計画の概要」の資料をお願いいたします。

事業概況のNo.1「保険者支援事業等」の事業名「受託事業の拡大」についてですが、内容としましては、生活習慣病の重症化や要介護状態になること及び要介護状態の悪化を予防することを目的に、令和7年度から75歳以上の医療受診、健診受診、介護認定のすべての履歴がない健康状態不明者を対象に、在宅保健師が訪問等により健康状態を把握し、必要な医療・介護サービス等に繋げる事業を実施いたします。

次にNo.2「国保診療報酬等に関する事業」の「査定率向上」についてですが、支払基金との査定率の格差解消を図るため、審査委員会との連携のもと、ICTを有効活用した業務の効率化を図るとともに、今後導入するAI審査等に対応できる審査関係職員を育成いたします。

具体的な取組として、一つ目の「効果的なコンピュータチェック項目の選定」では、効率よく疑義レセプトを抽出することで、審査事務共助時間を確保いたします。

二つ目「審査委員会からの事務付託項目の拡大」では、審査基準のブレがないよう事務方で確実に査定を行います。

三つ目「重点的な目視点検の実施」では、医療機関単位で一定条件によりランク分けし、審査を行います。その中でも、高点数、7万点以上のレセプトや症状詳記の添付があるレセプトなど、重点的に目視点検を実施いたします。

四つ目「他府県国保連合会への業務視察」により、他府県の審査手法も取り入れながら査定率向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」についてですが、先ほどの中期経営計画でも取組強化中ではありますが、柔整・あはき療養費の更なる適正化を図るため、以下の取り組みを実施いたします。

具体的な取組として、一つ目「協会けんぽ等との情報連携に関する覚書を締結」し、協会けんぽと施術所調査の結果など、情報連携を図ることで相乗効果を目指します。

二つ目「あはき療養費に係る主治医に対する同意書内容の照会」を実施し、不必要な施術に対する再同意が繰り返されていないか等の確認を行いながら適正化を図ってまいります。

3つ目「柔整・あはき療養費と介護保険利用者との突合」を行い、柔整・あはき療養費が介護施設の患者獲得のための一つのサービスになっていないか等を把握したうえで、施術所への聞き取りを実施いたします。

令和7年度は、以上のような視点を加え更なる適正化を図ってまいります。

次のページ2ページをお願いいたします。

No.3「介護保険事業」です。事業名「介護給付適正化事業の拡充」の内容の1つ目「医療情報と介護給付費明細書の突合点検の拡充」についてですが、令和7年度から、本会にて介護事業所への照会から過誤申し立てまでの一連処理を実施いたします。

また、2つ目「ケアプラン点検に係る保険者支援の強化」についてですが、和歌山県と連携のもと、主任ケアマネージャーを保険者に派遣し、ケアプラン点検に係る指導・助言を行うなど保険者支援の強化を図ってまいります。

次に介護保険事業の2つ目、事業名「原案作成委託料支払処理の開始」についてですが、地域包括支援センターから委託を受け、介護予防支援等の原案を作成した場合の委託料の支払事務について、令和7年度から業務を開始いたします。

次にNo.4「その他事業運営」です。事業名「システム運用保守業務における入札の実施」についてですが、令和8年度から令和12年度までの後期システム及び特定健診システムの運用保守業務について、指名競争入札を実施し、価格競争によるコスト削減を目指してまいります。

次の3ページをお願いいたします。

第65回全国国保地域医療学会について説明させていただきます。

この地域医療学会につきましては、昭和36年に第1回を東京都で開催し、その後、全国持ち回りとなり、第65回を和歌山県で初めて開催することとなりました。

目的としましては、国民健康保険診療施設の関係者が全国から集まり、地域医療や地域包括医療・ケアの実践の方途を探求していこうというものでございます。

参加者は、国保診療施設の医師など施設に勤務するすべての職種の方で、全国から1,000人以上が参加いたします。

主な学会内容は、特別講演や専門分科会・口演発表等となっております。

会期は令和7年10月3日と4日の2日間、会場は、和歌山城ホールとしております。

次の4ページをお願いいたします。

後援依頼団体ということで、昨年12月に記載の団体に出向きまして、後援依頼をさせていただいたところでございます。

なお、詳細は、別にお配りしています「開催概要」を後ほどご覧いただければと思います。

令和7年度事業計画の概要は以上となります。

6 令和7年度負担金及び手数料について

続きまして、議案第11号の6「令和6・7年度会員負担金及び手数料について」の資料をお願いいたします。

会員負担金、審査支払手数料につきましては、令和7年度は据え置きとなりますが、変更箇所としまして、次の2ページをお願いいたします。

No.4の共同処理手数料についてですが、(1)国保共同処理手数料の一般業務及び特別業務において、表の右端に記載の1件当たり等の金額を引き下げることとしております。国保情報集約システム手数料については引き上げとなります。

続いて、4ページをお願いいたします。

No.12の障害の審査支払手数料及びNo.13障害の共同処理手数料の一部につきましても、表の右端に記載の1件当たり等の金額を引き下げることとしております。

会員負担金及び手数料につきましては以上となります。

7 一般会計減価償却引当資産の処分について

8 一般会計財政調整積立金の処分について

9 令和7年度一般会計予算について

10 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

11 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

12 令和7年度診療報酬審査支払特別会計予算について

13 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

14 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

15 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

16 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

17 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計減価償却引当資産の処分について

18 令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

19 令和7年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について

20 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

21 介護保険事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

22 令和7年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

23 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

24 障害者総合支援法関係業務等特別会計減価償却引当資産の処分について

25 令和7年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

26 令和7年度一般会計及び特別会計一時借入金について

27 債務負担行為の設定について

続きまして、議案第11号の7から26「令和7年度当初予算の概要」の資料をお願いいたします。

まず、令和6年度の決算見込みで、表の右から3列目にあります赤い線で囲っている箇所、歳入歳出差引額を算出しましたところ、各会計で当初の予想を上回る額となりましたので、先ほど令和6年度税制改正への対応にてご説明しましたとおり、この差引額の一部を支払基金とのシステム共同利用の負担金へ充てるため、ICT等積立資産へ積立させていただきたいと考えております。

次の2ページをお願いいたします。

こちらは会計別の積立状況でございます、まず、(1)の財政調整積立資産は、手数料収入の10%を上限に積み立てることができます。資料中ほどの令和6年度積立率をご覧いただきたいのですが、国保特別会計で96.53%、後期97.11%と、ほとんどの会計で90%を超えている状況になりますので、この積立資産については、概ね財源確保が完了しております。

次に(2)のICT等積立資産ですが、こちらは所要額を積み立てることができまして、こちらも税制改正への対応にて、令和10年度までにシステム開発等で必要とされる額を上限額に変更させていただいております。令和6年度の増減額にて赤く囲っている箇所が、令和6年度の剰余額を積立にまわすものになります。この積み増しにより、令和6年度の積立率が特定健診を除く会計で80%を超える状況となり、更に、令和7年度にシステムクラウド化によって使用することのなくなった減価償却引当資産の一部をICT等積立資産へ資産移行することで、財源確保が概ね完了いたします。

次に(3)の退職給付引当資産ですが、こちらも税制改正への対応にて、翌年度以降に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額を上限額に変更させていただいております。こちらは、赤い線で囲っている箇所、令和7年度に財政調整積立金の一部を退職給付引当資産へ資産移行することで財源確保が完了する見込みとなっております。

次に3ページをお願いいたします。

こちらは令和7年度一般会計の概要になります。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は、4億5,136万1,000円で、前年度と比較しますと1億4,654万9,000円の増としております。

右側のポイントを説明しますと、歳入の負担金では、被保険者数の減少に伴いまして、375万1,000円の減。繰入金では、減価償却引当資産からグループウ

ェア等の更改、トイレ改修工事費用を繰り入れるため1,468万3,000円の増、諸収入では保健事業の拡充により866万8,000円の増としております。

次に、歳出の総務費では、常勤役員の拡充により684万円の増、事業費では、保健事業職員の歳出科目変更により3,112万3,000円の増としております。

次のページ4ページをお願いいたします。

こちらは、国保の業務勘定になります。

予算の総額は6億6,622万7,000円で、前年度と比較しますと、1億8,906万3,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、歳入ですが、手数料では、各種手数料（主に共同処理手数料）の引下げによりまして2,530万6,000円の減。取扱件数の減少に伴い1,518万4,000円の減。繰入金では、減価償却引当資産からセキュリティ等管理システムの更改費用を繰り入れるため2,883万7,000円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、国保総合システムの運用管理費が大幅に下がった影響で1,955万円の減。諸支出金では一般会計への繰出金の増加により、人件費で562万円、共通経費で588万4,000円の増としております。

国保業務勘定については以上となります。

次の5ページをお願いいたします。

こちらは、後期の業務勘定になります。

予算の総額は6億4,242万1,000円で、前年度と比較しますと2億4,964万9,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、各種手数料の引き下げにより4,613万9,000円の減。取扱件数の増加により2,024万7,000円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、国保総合システムの運用管理費が大幅に下がった影響で1,907万2,000円の減としております。

後期業務勘定については以上となります。

6ページをお願いいたします。

こちらは、特定健康診査等の業務勘定になります。

予算の総額は6,237万6,000円で、前年度と比較しますと272万3,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、繰入金ですが、減価償却引当資産から特定健診等データ管理システム更改費用を繰り入れるため、300万9,000円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、システム更改経費300万9,000円の増としております。

特定健診業務勘定については以上となります。

次の7ページをお願いいたします。

こちらは、第三者行為損害賠償求償事務共同処理の特別会計になります。

予算の総額は4,970万1,000円で、前年度と比較しますと1,026万4,000円の増としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、損害賠償金の収納増を見込み367万6,000円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、令和6年度の求償システム機器更改経費106万円の減としております。

第三者行為求償事務特別会計については以上となります。

8ページをお願いいたします。

こちらは、介護保険の業務勘定になります。

予算の総額は1億8,058万9,000円で、前年度と比較しますと6,784万5,000円の減としております。

ポイントを説明しますと、繰入金ですが、減価償却引当資産から介護保険審査支払等システム機器構築作業費を繰り入れるため407万円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、システム機器更改等に係る経費として、令和6年度機器調達に係る経費3,908万7,000円の減、令和7年度システム構築費434万8,000円の増、システム運用管理費802万9,000円の増としております。

介護保険業務勘定については以上となります。

9ページをお願いいたします。

こちらは、障害者総合支援の業務勘定になります。

予算の総額は9,495万8,000円で、前年度と比較しますと171万7,000円の増としております。

ポイントを説明しますと、手数料ですが、各種手数料の引き下げにより395万6,000円の減、取扱件数の増加に伴いまして275万6,000円の増としております。

次に歳出ですが、総務費では、システム運用管理費398万5,000円の増としております。

令和7年度当初予算の概要は以上となります。

なお、議案11号の26「一時借入金」から28「理事の選任」につきましては、説明を割愛させていただきます。

私からの説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、議案第10号から議案第11号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第10号から議案第11号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第10号から議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

一 同

なし。

議 長

特にないようでございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

(時：午後2時45分)

以上、理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 高 野 町 長

理 事 和歌山県医師国民健康保険組合理事長